

关于避难所・避难场所

避难所・避难场所について

福岡市では、次のとおり、災害時の避難所、避難場所をあらかじめ指定しています。

避難所

災害により、避難が必要なときや、自宅で生活できなくなったときに避難者を収容する施設です。

- 一時避難所：公民館など50人以上を収容できる施設
 - 収容避難所：小・中学校など100人以上を収容できる施設
- 災害の状況、施設の被害や周囲の状況などから、安全な施設を選んで開設します。

避難場所

災害により、建物の倒壊や、火災などの危険を避けるための場所です。

- 地区避難場所：小・中学校のグラウンド、公園など
- 広域避難場所：大規模な公園など
(地区避難場所のなかから指定)

指定した避難所だけでは収容できないときや、災害の状況などから指定した避難所が使用できないときなどは、その他の公共施設や、地域の集会所、テントなどが設置できる公園などを臨時避難所として使用することがありますので、災害時の情報には注意してください。

■で表示した避難所にはAEDが設置されています。

福岡市事先指定了以下灾害时的避难所和避难场所。

避难所

收容因灾害需要避难或者无法在自己家里生活的避难者的设施。

- 临时避难所：公民馆等可以收容 50 人以上的设施
- 收容避难所：中小学等可以收容 100 人以上的设施。

根据灾害状况、设施的受灾情况和周围的情况等，选择安全的设施进行设置。

避难场所

是为了避开由于灾害引起的建筑物倒塌和火灾等危险的场所。

- 地区避难场所：中小学的操场、公园等
- 广域避难场所：大型公园等
(从地区避难场所中事先指定)

光靠指定的避难所收容不了避难者，或是由于灾害情况等导致事前指定的避难所无法使用时，会将其他公共设施和地区集会场地、可以设置帐篷等的公园等场地作为临时避难所使用。

标有 ■ 的避难所设有 AED。